明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令（農林水産省）　一

〔告　示〕
○地域再生計画の変更を認定した件（内閣府）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務）　二
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（同）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務）　二
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（農林水産）　三
○保安林の指定をする件（同）　三
○保安林の指定を解除する件（同）　四
○道路に関する件（関東地方整備局）　四
○都市計画に関する件（同）　五
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局）　六

〔国会事項〕
内閣　総務省　文部科学省　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔叙位・叙勲〕
官庁事項　七

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
国家試験　九
平成二十一年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　九
平成二十一年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　一〇
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条の規定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第三号

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（漁業災害補償法施行規則の一部改正）

第一条　漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百五十八条」を「保険法（平成二十年法律第五十六号）第十四条」に改め、「、法第百二条において準用する商法第六百四十三条」を削る。

（農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

一　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二十二条の十二第二号ニ

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第三十二条第二号ニ

附　則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第二百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年一月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年一月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫